

向日市告示第28号

向日市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第18号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月30日

向日市長 安田 守

（下線部分は改正部分）

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第7条 削除</p> <p>（その他の基準）</p> <p>第9条 <u>第6条及び前条</u> _____に定めるもののほか、指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。</p> | <p><u>（人権の擁護及び虐待の防止）</u></p> <p>第7条 <u>指定事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>（その他の基準）</p> <p>第9条 <u>第6条から第8条まで</u>に定めるもののほか、指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。</p> |

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。